



午前十時 開会・開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、

議長において

二番 松山 清君

三番 原田生也君

四番 村野武男君

以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長をし

て諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十一年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、議案の訂正について(別添参照)

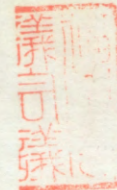
○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、第二回臨時会の会期及び日程等について、去る二月十九日午後二時から開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。



案件はすでに御案内のとおり、市長提出によるもの五件、審査報告三件でございます。市税条例の一部改正は、新年度から実施のため事前に

準備期間が必要であること、下水道補正予算及び工事請負契約はともに本年度事業にかかわるものでございますので、一日も早く着工の必要があること等から、委員会といたしましては五議案とも詳細な説明を受け、慎重な審議の上、即決を願うよう全員意見の一致を見た次第でございます。又、審査報告のうち、請願第六号及び請願第十号は関連がございますので、一括上程してお願いすることとし、これらについても委員会報告どおり了承を得られますようお願いし、会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。日程はお手元に御配付のとおり順序でお願いすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、理事者側から全員協議会の申し出がございましたので、本会議終了後行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

簡単ではございますが、以上のとおりでございますので、議会運営委員

会の決定どおり本日の会議が円滑に運営されますよう、御協力のほどをお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり二月二十五日の一日限りと決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は一日限りと決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案の訂正についてを議題といたします。

本件について訂正理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案の訂正について御説明を申し上げます。

大変恐縮でございましたが、去る五十年第四回福生市議会定例会に提案をいたしました福生市基本構想の議案中、特別委員会の審議過程におきまして誤りが発見されまして、委員さんからも御指摘をいただきましたので訂正をさせていただきますと思います。

その内容といたしましては、八ページの第三次産業中、「公務」となっておりますが、「公務」卸売及び小売業」というふうに御訂正をお願いしたいと思います。又、九ページの第二次産業中、「卸売及び小売業」については削除願いたいと思います。それから十一ページの後ろから二行目「連係」連なる係るというふうな字になっておりますが、それを連なる携わるの「連携」に御訂正をお願いいたします。

よろしく願います。

○議長(貫井喜代次君) 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。 よって本件は承認することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第四議案第三号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長 島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題とされました議案第三号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正の内容について御説明を申し上げます。

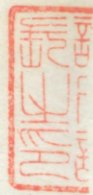
最近における著しい都市化の進展に伴いまして、市民生活環境を整備するため多くの財政需要をもたらしております。これらに対処する財政措置の一環といたしまして、市民税法人税割の税率を制限税率まで引き上げるとともに、資本金、出資金の額が一億円以下で、かつ

法人税額が年四百万円未満の法人につきましては、その経営基盤及び税負担能力等を勘案いたしまして、課税上の特例措置をあわせ講じまして税の増収を図り、又、納期前納付報奨金につきましては、利用者の大部分が五万円以下が多いということにかんがみまして、この際限度額を引き下げることにより報奨金額の支出を節減し、この分を他に効率的に運用したく存じ、ここに御提案申し上げた次第でございます。

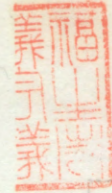
改正の内容といたしましては、まず第三十三条の六でございますが、これは法人税率の規定をしてありますが、その法人税率の現行税率百分の十二を百分の十四・五の制限税率一ぱいまで引き上げようとするものでございます。次にこの改正によりまして新設条文が必要となりますので、第三十三条の六の二として設けました。その第一項は税率を百分の十四・五に引き上げても、資本金、出資金が一億円以下——この一億円と定めた理由としては、中小企業基本法に一億円以下を中小企業としている点から採用したものでございます。又、資本金、出資金を有しない法人、法人でない社団、財団等で収益事業を行った場合法人とみなされてお

ますものにつきましては、市民税を課されますが、これらでかつ法人税額が年四百万円未満のものにつきましては、その税率を現行の百分の十二に据え置くことといたしまして、第二項ではただいま第一で言いました資本金、出資金の金額のとり方を規定したものでございます。その第一といったしましては、確定申告の場合は法人の各事業年度の終了の日、ただし中間申告の場合——ここという法人税法第七十一条の第一項は、又仮決算の中間申告、同法第七十二条の第一項をさしております——、それから退職年金の業務を行う法人の中間申告——これは同法第八十八条をさしております——、外国法人の中間申告——これは同法第四百四十五条で示しております——、これらの準用を含めまして、事業年度開始の日から六ヵ月を経過した日の前日の日の額をとらえてする。それから第二は解散、合併等の場合の精算中の事業年度におきましては、その解散合併の日におきまする額をもって資本金の額と判定をするとしたものでございます。

次に第三項は第一項でいう法人税割の課税標準となる法人税額の



とらえ方を規定したものでございまして、第一号は法人税割の課税標準となる法人税額は法人税法その他法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、法人税法第六十八条の規定による控除前のものとするとしたものでございます。次に第二号は二つ以上の市町村にまたがって事務所、事業所等を有する法人につきましては分割する前の額をとらえるということでございます。第三号は事業年度が一年未満の場合の法人税額年四百万円については、四百万円に事業実施月数をかけた額を十二で除した額とし、この場合の月数は歴年により一ヵ月未満につきましては一月として計算するということでございます。第四号は中間申告をする場合は外国法人の準用も含めまして、事業開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した前事業年度の法人税額を、それぞれ法人税割の課税標準となる法人税額とすることにいたしまして、第三十九条第二項及び第五十九条第二項におきましては、個人市民税及び固定資産税の前納報奨金について定めた規定でございますが、これらにつきまして現行の限度額二十五万円となっておりますが、これを五万円に改め

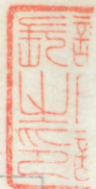


ようとするものでございます。

なお、附則の第一条では施行日を交付の日として、第二条では法人市民税の適用を新年度五十一年四月一日からとし、それ以降に事業年度の終了するものからと定め、その日以前に事業年度が終了するものについては従前のとおりとして課税をするということでございます。第三条では個人市民税及び固定資産税の納期前納付報奨金につきまして、それぞれ昭和五十一年度分から適用することとし、それ以前の分については従前の例によると定めたものでございます。

なお、この改正でどの程度の増収ないしは支出の節減ができるかというところで試算をしてみますと、法人市民税不均一課税では一千八百七十万円ほどの増収が見込めそうでございます。それから納期前納付報奨金につきましては五十一年度で試算をいたしますと、百八十万円程度の節減と推定をしております。

何とぞ慎重御審査を賜りまして、原案につきまして御可決くださるようお願いを申し上げます。福生市税賦課徴収条例の一部を改



正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○五番(木田治男君) 財政事情から一部を改正するわけで、本案に対して反対するわけではありませんけれども、二、三お聞きしたいことがございますのでお願いいたします。

まず四百万円とした根拠につきまして、どういうわけで四百万円以上の法人税が一四・五%となるのか、その根拠を御説明願いたいと思います。

それから私も小さいながらも法人なんですけれども、国税あるいは都民税、事業税におきましては地方税法で、半額を納期までに納めれば、あとの半額は三回に分割して納付できるという規定があると思うが、当局の場合にその規定がスムーズに納付者に送られていないように思うのですが、その辺のところもあわせて御答弁願います。

○税務課長(島田 猛君) 第一点の四百万円と決めた根拠でございますが、これは御承知のように法人税の普通の課税が百分の四十になってお

りますので、そういったところからとったわけでございます。なお法人税四百万円を法人市民税の割りにいたしますと、これに一四・五%をかけるわけですから、四百万円の法人税を納めた方は、市民税関係では五十八万円ということになります。

次の分割の関係でございますが、PRということにつきましては確かにやっております。が、その制度はございますので、中間申告のときに前年度の法人税額の半分を納めていただければ、あとの半分はもちろん分割できるわけですから、もしそういったことでありますれば、今後PRしたいと思えます。

○二十二番(末次性男君) 二つばかりお尋ねしたいのですが、法人市民税の改正ですが、他市の状況等がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

それからこの条例の審議に当たって、議会運営委員会では即決にするということをお願いしたのですが、元来即決、付託も議会で決めることでありますけれども、何か即決にしなければ日にちが間に合わないという



ようなことを聞いたわけですが、なぜもっと早く提案できなかったのかと私は思うのです。この二点について御説明願いたいと思います。

○税務課長(島田 猛君) 第一点の他市の状況についてでございますが、

東京都下で申し上げますと二十六市のうち法人関係の不均一関係は二十市が実施しております。全国的に申し上げますと、六百四十三市のうち標準税率を採用している市が二百二十三市、中間税率が七十二市、制限税率一ぱいが三百十市、不均一課税が三十八市でございます。報奨金の関係でございますが、東京都下で現在わかっておりますのは十一市でございます。

第二点の関係ですが、固定資産税の納期が四月になっております。これは流動的であります。が、いまのところ市の条例では四月になっておりますので、その四月の第一期納期にあわせるために報奨金の額二十五万円を五万円にするための関係が、納付書の裏側にいろいろと参考事項が記入されるわけですが、それを早く決めていただかないと印刷にかかれ

で議会運営委員会のほうにもお願いしたわけでございます。

○二十番(末次性男君) 早く決めていたただかないといても、早く提案しなければ早く決められないでしょう。なぜもっと早く提案しなかったのかということを開きたい。

○税務課長(島田 猛君) 暮れからいろいろと検討いたしました、年が明けそれからプロジェクトチームに協議をかけまして、その結論をいただいた上で東京都のほうとも条例の改正内容につきましているところと協議を重ねて、それで若干時間をとってしまったわけです。御発言のようにもう少し早くやればもっと早く結論が出たのではないかと思います、そういった面につきましては反省しております。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。
(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木田治男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三号は原案とおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第四号昭和五十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 齊藤多市君 登壇)

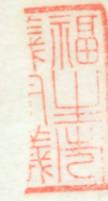
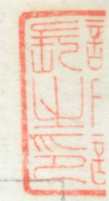
○下水道課長(齊藤多市君) 御指名によりまして、議案第四号昭和五十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)につきまして御説明申し上げます。



今回の補正予算は歳入歳出それぞれ三千五百万円を追加し、歳入歳出予算額を五億三千百三十六万円と定めるものでございます。主な内容につきましては、流域下水道防衛施設分負担金加確定したこと、先の全員協議会で申し上げました公共下水道第二期事業認可設計委託につきましてその後計数整理をいたしまして、繰越明許費として設定したこと、受益者負担金の国及び都の補助金の減額、及び地方債の限度額の変更でございます。

まず歳入について御説明申し上げます。

第一款分負担金及び負担金につきましては一千五百六十万円の減額であります。これは第一期事業認可区域の受益者負担金でありまして、権利者のふくそう等により調査に時間を要したこと、又処理場の稼働開始時期に徴収すべきであるとの意見を参考にいたしまして、今回減額しようとするものです。第二款国庫支出金は三千四百一十万円の補正であります。その内訳は国庫負担金につきましては流域下水道防衛施設分負担金四千五百一十万円の追加補正と、国庫補助金において建設省所



管分の下水道管理設工事に対する補助金が当初予算二千万円に対し九百万円に決定でありますので、今回一千百万円の減額をしようとするものです。第三款の都支出金におきましては、国庫補助金と同じく当初予算二千万円に対し一千二百万円の決定のため、今回八百万円の減額をしようとするものでございます。第七款の諸収入におきましては受益者負担金徴収に伴う延滞金を計上してありましたが、第一款と関連いたしまして減額をしようとするものでございます。第八款市債におきましては公共下水道事業債二千四百六十万円の補正でありまして、これは公共下水道工事に対する地方債で申請額ごおりの許可予定がありましたので補正をしようとするものです。以上締めまして三千五百万円の補正額でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

第一款の総務費につきましては百五十万円の減額をしようとするものです。内訳につきましては受益者負担金関係の事務費百万円、納期前納付報奨金五十万円の減額でございます。第二款の事業費に